

宮代町告示第 1 9 1 号

宮代町防犯カメラ設置及び管理運用に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 9 月 3 0 日

宮代町長 新 井 康 之

宮代町防犯カメラ設置及び管理運用に関する要綱の一部を改正する告示
宮代町防犯カメラ設置及び管理運用に関する要綱（令和３年宮代町告示第５号）
の一部を次のように改正する。

第２条第３号に次のただし書を加える。

ただし、宮代町保育所設置及び管理条例（昭和５０年宮代町条例第８号）に規定する保育所及び宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例（平成１７年宮代町条例第２６号）に規定する学童保育所を除く。

附 則

この告示は、令和８年１０月１日から施行する。